



間締検査員。

先日は、「何と対比して」検査するのかについて、
ご指導ありがとうございました。

今日は、『工事検査の種類』について
確認したいと思います。



工事検査の種類については、
福島県工事検査実施要綱 第3条に定められており、
(1)～(4)の各号に、それぞれの内容が定められています。



- (1) 竣工検査は、
工事の完成を確認するために行う検査
 - (2) 一部竣工検査は、
工事の部分引渡しに係る工事の確認
 - (3) 既済部分検査は、
工事請負代金の部分払いに係る工事の出来高等を確認
 - (4) 中間検査は、
工事の品質を確保するために行う検査
- 以上、四つが工事検査の種類ですね。



つまり、
(1)と(2)の検査は、“工事目的物の引き取り”があり、
(3)の検査は、工事目的物の引き取りはしませんが、
工事請負代金の“部分払い”があります。
(4)の検査は、“工事目的物の引き取り”や“部分払い”は、
ありません。



一方、四つの工事検査の種類とは別に、
福島県工事請負契約約款 第33条に
“部分使用”に関する記載がありますが、
“一部竣工検査”と混同し易いので、注意が必要です。



つまり、“一部竣工検査”を受けるべきところ、理解不足により、
『部分使用に係る確認検査』で済ましてしまうということですね。



はい。そこで、注意していただきたいことは、
“部分使用に係る確認検査”を行った確認部分は、
「竣工検査の対象」となるということです。
つまり、“部分使用に係る確認検査”を受けていたとしても、
竣工検査時に、出来形不足（路盤厚等）等になっていれば、
『不適合』となりますので、注意してください。



ちなみに、間締検査員が検査した工事の中で、
“一部竣工検査”をすべきところ、
“部分使用”で行っていた事例はありますか？

私が経験した検査事例の一つに、
「道路改良工事」と「法面保護工事」が別件工事発注で、
かつ、工期が一部重複していた工事でありました。



先行の「道路改良工事」の竣工検査時に、
山部を開削した「切土法面仕上げ部」の出来形等を
検査しようとしたところ、監督員から、
『課長による“部分使用に係る確認検査”済みで、
既に法面工事に着手している。』との回答がありました。
即、“一部竣工検査”をすべきであったことを指導しました。



本来、発注者は、
先行工事の「切土法面仕上げ部分」の完了後に、
“一部竣工検査”を実施し、先行の「道路改良工事」のうち、
「切土法面仕上げ部分」の“部分引渡し”を受けた後に、
後工事の「法面保護工事」に着手させるべきでしたね。

そのとおりですね。
発注者は、工事検査請求するときは、
検査の目的等を再確認し、適正な工事検査区分にて
検査請求していただきたいものです。



●本日のポイント

工事検査の種類は、① 竣工検査、② 一部竣工検査、③ 既済部分検査、及び④ 中間検査 の四種類のみですので、当該工事の検査目的に応じた適正な検査区分の請求をしてください。

間違い易いのは、福島県工事請負契約約款 第33条に“部分使用”に関する記載があります“部分使用確認検査員”は、福島県工事検査実施要綱 第4条に規定する出納局長が指定した『専門検査員』及び出納局長の依頼に基づき公所長が指名した『依命検査員』ではありませんので、竣工検査時は、“部分使用”確認部も、竣工検査の対象になります。

なお、上層路盤工を含む舗装工事の場合に、上層路盤工(1,000㎡以上)の完了したとき又は施工中に受ける検査は、“中間検査”となります。
(「中間検査実施要領の運用」の〔別表〕(第4条関係) 参照のこと)

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：間締(マヅメ)検査員



：若井(カヰ)検査員